

議案第71号

勝山市部設置条例の一部改正について

勝山市部設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成31年2月26日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

市長の権限に属する事務の公務能率の確保を図るため、組織機構を改編し、部の分掌事務の一部を改めたいので、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市部設置条例の一部を改正する条例

勝山市部設置条例(平成 5 年勝山市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(部の設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、勝山市に次の部を置く。</p> <p><u>(1) 総務部</u></p> <p><u>(2) 市民生活部</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 商工観光部</u></p> <p><u>(5) 農林部</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>(部の分掌事務)</p> <p>第 2 条 部の分掌事務は、概ね次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務部</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p><u>エ 市議会の招集及び議案に関すること。</u></p> <p><u>オ 文書及び法令に関すること。</u></p> <p><u>カ 行財政改革の計画策定に関すること。</u></p>	<p>(部の設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 158 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、勝山市に次の部を置く。</p> <p><u>(1) 政策推進部</u></p> <p><u>(2) 総務部</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 産業・観光部</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>(部の分掌事務)</p> <p>第 2 条 部の分掌事務は、概ね次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>政策推進部</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>

キ 職員の人事及び厚生に関すること。

ク 財産に関すること。

ケ 工事請負及び物品購入の入札及び契約に関すること。

コ 工事等の検査全般に関すること。

サ 防災対策に関すること。

シ (略)

ス (略)

セ (略)

ソ (略)

タ (略)

チ (略)

ツ その他行政一般に関すること。

(2) 市民生活部

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

エ (略)

オ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

ケ (略)

(削る)

(2) 総務部

ア 市議会の招集及び議案に関すること。

イ 文書及び法令に関すること。

ウ 行財政改革の計画策定に関すること。

エ 職員の人事及び厚生に関すること。

オ 財産に関すること。

カ 工事請負及び物品購入の入札及び契約に関すること。

キ 工事等の検査全般に関すること。

ク 防災対策に関すること。

ケ その他行政一般に関すること。

コ (略)

サ (略)

シ (略)

エ (略)

オ (略)

カ (略)

キ (略)

ク (略)

ケ (略)

(3) (略)

(4) 商工観光部

ア～ウ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(5) 農林部

ア 農業に関すること。

イ 林業に関すること。

ウ 水産業に関すること。

(6) (略)

ス (略)

セ (略)

ソ (略)

タ (略)

チ (略)

ツ (略)

(3) (略)

(4) 産業・観光部

ア～ウ (略)

エ 農業に関すること。

オ 林業に関すること。

カ 水産業に関すること。

(削る)

(5) (略)

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。